

## 令和5年第4回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年3月17日（金） 午後3時00分
閉会日時	令和5年3月17日（金） 午後4時10分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 会議室26
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号4 築瀬 均
欠席者	教育委員 議席番号3 久米 道人
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 斎藤 正幸 学校教育課長 船山 育士 生涯学習課長 高橋 秀明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

### 【会議に提出された議案】

- 議案第12号 部課長及び施設長の任免について
- 議案第13号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第14号 湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- 議案第15号 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- 議案第16号 湯沢市立公民館運営規則の一部改正について
- 議案第17号 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について
- 議案第18号 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について
- 議案第19号 湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について
- 議案第20号 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について
- 議案第21号 湯沢市部活動協議会設置要綱の制定について
- 議案第22号 湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について
- 議案第23号 湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部改正について
- 議案第24号 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第25号 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について
- 議案第26号 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第27号 湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱の廃止について
- 議案第28号 湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について
- 議案第29号 教育行政に関する相談に関する職員の指定について

### 【前回議事録の承認】

令和5年第3回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

## 令和5第4回 湯沢市教育委員会議事録

### 【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号2番及び4番の委員を指名した。

### 【教育長の報告】

- ・小・中学校の卒業式について
- ・高校入試について（3/15合格発表。卒業生：316名）
- ・東成瀬村教育委員会教育長の就任について
- ・3月定例会について

### 【議 事】

#### ○議案第12号 部課長及び施設長の任免について

- ※ 人事に関する内容であるため、秘密会とすることが教育長から提案され、委員全員の賛同により非公開の取り扱いとなった。

審議及び採決は教育長と委員のみで行うこととし、事務局職員は退席。

<質疑等>

なし

#### ○議案第13号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

#### ○議案第14号 湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部改正について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

※説明前に資料の訂正（7頁、「事務委任規規則」→「事務委任規則」）

<質疑なし>

#### ○議案第15号 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について

#### ○議案第23号 湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部改正について

(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

#### ○議案第16号 湯沢市立公民館運営規則の一部改正について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

#### ○議案第17号 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について

#### ○議案第18号 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について

#### ○議案第20号 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

## 令和5第4回 湯沢市教育委員会議事録

- 議案第19号 湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について  
○議案第28号 湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について  
(生涯学習課長が資料に基づき説明)  
<質疑なし>

- 議案第21号 湯沢市部活動協議会設置要綱の制定について  
※当日配布の追加資料あり  
(生涯学習課長が資料に基づき説明)

部長	令和2年度から、組織として別表にあげられている団体の代表の方と話し合いを継続してきている。新たに春からメンバーに入っていただきたいと考えているのが、「総合型地域スポーツクラブ」「湯沢市立中学校の運動部活動所属生徒の保護者」「湯沢市立中学校の文化部活動所属生徒の保護者」の代表の方々であり、部活動の地域移行について一緒に協議していきたいと考えている。 また、要綱には記載がないが、これまでは、ボランティアで指導していただいていたが、出務に対しての謝礼をお支払いし、組織化したいというのが、この春からの改正点となる。
----	---

<質疑なし>

- 議案第22号 湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について  
(学校教育課長が資料に基づき説明)  
<質疑なし>

- 議案第24号 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について  
(学校教育課長が資料に基づき説明)  
<質疑なし>

- 議案第25号 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について  
(生涯学習課長が資料に基づき説明)  
<質疑なし>

- 議案第26号 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について  
(生涯学習課長が資料に基づき説明)  
<質疑なし>

- 議案第27号 湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱の廃止について  
※説明前に資料の訂正(122頁、「※」の記載事項中「及び新旧対照表」を削除)  
<質疑なし>

## 令和5第4回 湯沢市教育委員会議事録

○議案第29号 教育行政に関する相談に関する職員の指定について  
(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>



## 令和5第4回 湯沢市教育委員会議事録

### 議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第12号	部課長及び施設長の任免について	可 決
議案第13号	湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について	可 決
議案第14号	湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部改正について	可 決
議案第15号	湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について	可 決
議案第16号	湯沢市立公民館運営規則の一部改正について	可 決
議案第17号	湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第18号	湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第19号	湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第20号	湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第21号	湯沢市部活動協議会設置要綱の制定について	可 決
議案第22号	湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について	可 決
議案第23号	湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部改正について	可 決
議案第24号	湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について	可 決
議案第25号	湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について	可 決
議案第26号	湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について	可 決
議案第27号	湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱の廃止について	可 決
議案第28号	湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について	可 決
議案第29号	教育行政に関する相談に関する職員の指定について	可 決

## 令和5第4回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

---

番

---

書記

---

# 令和5年 第4回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年3月17日(金) 午後3時00分  
場 所 市役所本庁舎2階 会議室26

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名（2名）

### 3. 教育長の報告

### 4. 議 事

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第12号 | 部課長及び施設長の任免について                            |
| 議案第13号 | 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について              |
| 議案第14号 | 湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部改正について                  |
| 議案第15号 | 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について              |
| 議案第16号 | 湯沢市立公民館運営規則の一部改正について                       |
| 議案第17号 | 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について                   |
| 議案第18号 | 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について                   |
| 議案第19号 | 湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について                     |
| 議案第20号 | 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について                 |
| 議案第21号 | 湯沢市部活動協議会設置要綱の制定について                       |
| 議案第22号 | 湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について                     |
| 議案第23号 | 湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部改正について |
| 議案第24号 | 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について        |
| 議案第25号 | 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について    |
| 議案第26号 | 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について                |
| 議案第27号 | 湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱の廃止について                  |
| 議案第28号 | 湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について                  |
| 議案第29号 | 教育行政に関する相談に関する職員の指定について                    |

5. 協議・報告

6. その他

7. 閉会

令和5年 第4回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第12号 部課長及び施設長の任免について
- 議案第13号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第14号 湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- 議案第15号 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- 議案第16号 湯沢市立公民館運営規則の一部改正について
- 議案第17号 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について
- 議案第18号 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について
- 議案第19号 湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について
- 議案第20号 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について
- 議案第21号 湯沢市部活動協議会設置要綱の制定について
- 議案第22号 湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について
- 議案第23号 湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部改正について
- 議案第24号 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第25号 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について
- 議案第26号 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第27号 湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱の廃止について
- 議案第28号 湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について
- 議案第29号 教育行政に関する相談に関する職員の指定について

議事録署名委員

番 委員

番 委員

議案第12号

部課長及び施設長の任免について

部課長及び施設長を別紙のとおり任免する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

議案第13号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

学校教育課学事班を教育総務課に編入し、学校事務の効率化を図るため、組織機構及び事務分掌の改正を行うものです。

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき、湯沢市教育委員会の事務局の内部組織に関し必要な事項を定めるものであります。

2 規則の改正理由

令和5年度機構改革により、組織機構及び事務分掌の改正を行うものです。学校教育課の「学事班」を教育総務課に編入し、学校事務の効率化を図ります。

3 変更点

①第3条(部、課、室及び班)

<組織機構の変更>

現在の内容		改正案	
教育総務課	総務班 施設管理班	教育総務課	総務班 施設管理班 学事班
学校教育課	指導班 学事班	学校教育課	指導班

②別表(各班が分掌する事務一覧)

<分掌事務の変更>

- ・「学事班」の分掌事務を、学校教育課から教育総務課に移行。
- ・「学事班」の分掌事務中「課及び小中学校予算の執行管理に関すること」を削除。

4 実施時期等(今後の予定)

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定(改正・廃止)文及び新旧対照表は添付のとおり



湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年教育委員会規則第4号）

の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

部	課	室及び班
教育部	教育総務課	総務班 施設管理班
	学校教育課	指導班 学事班
	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室

」

を

「

部	課	室及び班
教育部	教育総務課	総務班 施設管理班 学事班
	学校教育課	指導班
	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室

」

に改める。

別表教育総務課の部中

「

施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育機関等の施設の大規模修繕に関すること。</li> <li>2 学校施設の管理に関すること。</li> <li>3 教育財産の管理の統括に関すること。</li> <li>4 工事請負契約に関すること。</li> <li>5 教育機関等の施設建築に関すること。</li> </ol>
-------	--

」

を

「

施設管理班	<ol style="list-style-type: none"><li>1 教育機関等の施設の大規模修繕に関する事。</li><li>2 学校施設の管理に関する事。</li><li>3 教育財産の管理の統括に関する事。</li><li>4 工事請負契約に関する事。</li><li>5 教育機関等の施設建築に関する事。</li></ol>
学事班	<ol style="list-style-type: none"><li>1 小中学校通学区域の設定及び変更に関する事。</li><li>2 児童生徒の入学、転学及び退学に関する事。</li><li>3 特別支援教育就学奨励費に関する事。</li><li>4 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助に関する事。</li><li>5 学校用の教材、教具その他設備の整備に関する事。</li><li>6 学校保健に関する事。</li><li>7 就学時の健康診断に関する事。</li><li>8 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</li><li>9 通学支援に関する事。</li><li>10 情報教育環境整備に関する事。</li><li>11 その他、学事全般に関する事。</li></ol>

」

に改め、学校教育課の部学事班の項を削る。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行			改 正 案		
(部、課、室及び班)			(部、課、室及び班)		
第3条 事務局に次の部、課、室及び班を置く。			第3条 事務局に次の部、課、室及び班を置く。		
部	課	室及び班	部	課	室及び班
教育部	教育総務課	総務班 施設管理班_____	教育部	教育総務課	総務班 施設管理班__ <u>学事班</u>
	学校教育課	指導班__ <u>学事班</u>		学校教育課	指導班_____
	生涯学習課	社会教育班 スポ ーツ振興班 文化 財保護室		生涯学習課	社会教育班 スポ ーツ振興班 文化 財保護室

議案第14号

湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部改正について

湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律との整合性を図り、所要の改正を行うものです。

湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部改正について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

本規則は、教育委員会の権限に属する教育事務で、教育長に委任できる事項について定めたものであります。

2 規則の改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律と整合性を図るため、所要の改正を行うものです。

3 変更点

第1条（目的）

本条において、教育長に委任できない事項として「重要な教育委員会規則又は教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。」と規定しております。

また、本規則の上位に位置づけられる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においては、重要かどうかについては言及しておらず、規則制定権は、その性質上、教育委員会という執行機関に由来する権限であることから、教育長に委任できない事務とされております。

以上のことから、第1条第1項第2号の条文を、次のとおり変更いたします。

条項	現在の内容	改正案
第1項 第2号	<u>重要な</u> 教育委員会規則又は教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。	教育委員会規則又は教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定（改正・廃止）文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「重要な」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>重要な</u>教育委員会規則又は教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(3)～(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____教育委員会規則又は教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(3)～(11) 略</p> <p>2 略</p>

議案第15号

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律との整合性を図り、所要の改正を行うものです。



湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

市内小中学校の運営に関し、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の市立学校の運営への参画の促進及び連携の強化を進め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、学校ごとに協議会を置くもの。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 6 は誤りのため、第 47 条の 5 に修正する。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第 1 条	・「第47条の 6」	・「第47条の 5」

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

※市の形式による制定（改正・廃止）文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則（平成30年湯沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律（昭和31年法律第162号）第47条の6」を「法律（昭和31年法律第162号）第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第16号

湯沢市立公民館管理運営規則の一部改正について

湯沢市立公民館運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

公民館運営協力員の協力内容に関する規定見直しにより、所要の改正を行うものです。

## 湯沢市立公民館運営規則の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

社会教育及び生涯学習の重要な役割である地域課題解決の取り組みを一層推進するため、湯沢市立公民館運営規則を改正するものです。

### 2 改正内容

時代のニーズに合った多様な生涯学習活動を奨励し、地域における活動の活性化に対応できるよう、公民館運営協力員の協力内容に関する規定を見直すものです。

改正の詳細は、規則案のとおりです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおりです。

## 湯沢市立公民館運営規則

平成17年3月22日  
教育委員会規則第26号

(趣旨)

第1条 湯沢市立公民館の運営については、この規則の定めるところによる。

(サービス)

第2条 職員のサービスについては、湯沢市職員サービス規程(平成17年湯沢市訓令第20号)の定めるところによる。

(文書の取扱い)

第3条 文書等の取扱いについては、湯沢市文書管理規程(平成27年湯沢市訓令第22号)の定めるところによる。

(事業計画)

第4条 館長は、毎年事業年度の終わりに次に掲げる書類を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業報告書
- (3) 公民館利用状況報告書

(運営協力員)

第5条 公民館に運営協力員を置くことができる。

2 運営協力員は、~~公民館が行う事業(地区センターが行う生涯学習事業及び社会教育事業を含む。)~~次に掲げる事業の企画実施に協力するものとする。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業(湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成31年湯沢市教育委員会規則第2号)第2条の規定により補助執行させる場合を含む。)
- (2) 湯沢市地区センター管理運営規則(平成31年湯沢市規則第2号)第2条第2号に規定する生涯学習の推進に関する事業

3 運営協力員の定数は、100人以内とし、教育委員会が委嘱する。

4 運営協力員の任期は、2年とする。ただし、補欠による運営協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の湯沢市立公民館運営規則（昭和42年湯沢市教育委員会規則第2号）、稲川町立公民館運営規則（昭和33年稲川町教育委員会規則第7号）、雄勝町公民館の組織及び管理に関する規則（平成8年雄勝町教育委員会規則第5号）又は皆瀬村中央公民館管理規則（昭和61年皆瀬村教育委員会規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年7月24日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月8日教委規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月 日教委規則第 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市立公民館運営規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市立公民館運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 運営協力員は、次に掲げる事業の企画実施に協力するものとする。

（1）社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業（湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成31年湯沢市教育委員会規則第2号）第2条の規定により補助執行させる場合を含む。）

（2）湯沢市地区センター管理運営規則（平成31年湯沢市規則第2号）第2条第2号に規定する生涯学習の推進に関する事業

附 則

この規則は、令和5年 月 日から施行する。



湯沢市立公民館運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(運営協力員)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 運営協力員は、公民館が行う事業</u> <u>(地区センターが行う生涯学習事業及</u> <u>び社会教育事業を含む。)</u>の企画実施 <u>に協力するものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(運営協力員)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 運営協力員は、次に掲げる事業の企</u> <u>画実施に協力するものとする。</u></p> <p>(1) <u>社会教育法(昭和24年法律第</u> <u>207号)第22条に規定する事業(湯沢</u> <u>市教育委員会の権限に属する事務の</u> <u>補助執行に関する規則(平成31年湯</u> <u>沢市教育委員会規則第2号)第2条</u> <u>の規定により補助執行させる場合を</u> <u>含む。)</u></p> <p>(2) <u>湯沢市地区センター管理運営規</u> <u>則(平成31年湯沢市規則第2号)第</u> <u>2条第2号に規定する生涯学習の推</u> <u>進に関する事業</u></p> <p>3及び4 略</p>

議案第17号

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和5年4月1日から施行する条例内容に合わせ、指定管理者制度に対応する読み替え規定の追加等を行うものです。

## 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

令和5年4月から、湯沢市雄勝文化会館の指定管理者制度への移行に向けた手続きを開始するため、「湯沢市雄勝文化会館条例（平成17年湯沢市条例第89号）」を改正することに伴い、同施設の管理運営規則について所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

令和5年4月1日から施行する条例内容に合わせ、指定管理者制度に対応する読み替え規定の追加等を行うものです。  
改正の詳細は、規則案のとおりです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおりです。

## 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則

平成17年 3 月 22 日  
教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯沢市雄勝文化会館条例（平成17年湯沢市条例第89号。以下「条例」という。）第~~4~~20条の規定に基づき、湯沢市雄勝文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 文化会館は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の総合企画に関すること。
- (2) 芸術文化の振興及び文化団体の育成に関すること。
- (3) 施設の利用促進及び活用に関すること。
- (4) 情報の収集、作成及び提供に関すること。
- (5) 文化会館運営委員会に関すること。
- (6) 技術（舞台、音響及び照明）に関すること。
- (7) 施設の維持管理に関すること。

~~(利用時間)~~

~~第3条 文化会館の利用時間は、準備及び整理に要する時間を含め午前9時から午後10時までとする。ただし、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。~~

(休館日等)

第~~4~~3条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(文化の日を除く。)。ただし、その日が前号に掲げる休館日に当たる場合はその翌日とする。
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで(前号に掲げる日を除く。)

(使用期間等)

第~~5~~4条 文化会館の使用期間は、同一の利用者について引き続き3日間を超えて

使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 例日を定める等の使用は、これを認めない。

(許可の申請)

第~~6~~5条 条例第~~5~~7条の規定による使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる期間内に雄勝文化会館使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(1) メインホール及び関連施設の使用は、使用日の12箇月前から10日前まで

(2) 前号に掲げるもの以外の使用は、使用日の3箇月前から3日前まで

2 前項の規定にかかわらず、文化会館の管理上支障がないと認めたときは、期間後でも受付けすることができる。

(使用の許可)

第~~7~~6条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受けたときは、これを審査し、使用を許可したときは、雄勝文化会館使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の順位)

第~~8~~7条 文化会館の使用許可は、申請の順位により行い、2以上の申請が同時に行われたときは、当該申請に係る使用目的が公益に資するものを優先する。

(使用許可の変更)

第~~9~~8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用許可事項を変更しようとするときは、雄勝文化会館使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて、速やかに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により変更を許可したときは、雄勝~~総合~~文化会館使用変更許可書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し)

第~~10~~9条 使用者が、使用の取消しをしようとするときは、雄勝文化会館使用取消申請書(様式第5号)に使用許可書を添えて使用日前3日(メインホールの使用取消しは使用日前10日)までに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により取消しを許可したときは、雄勝文化会館使用

取消許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（不足使用料の徴収）

第~~11~~10条 使用許可内容の変更等により~~既納の変更前~~の使用料に不足~~を~~が生じたときは、~~第9条第2項の規定による雄勝文化会館使用変更許可書の交付の際に、~~その不足額を~~条例第10条の定めるところにより~~徴収する。

（使用料の還付）

第~~12~~11条 条例第~~9~~11条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合とする。

（1） 使用者の責めに帰することができない事由により、使用することができなくなったとき 全額

（2） 第~~10~~9条の規定により使用者が使用取消しの許可を受けたとき 全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、雄勝文化会館使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、雄勝文化会館使用料還付決定通知書（様式第8号）により申請者に返還するものとする。

（使用料の減免）

第~~13~~12条 条例第~~10~~12条の規定により使用料を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

（1） 市又は教育委員会が主催する行事に使用する場合 免除

（2） 市内の小学校又は中学校が使用する場合 減額又は免除

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 減額又は免除

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするときは、雄勝文化会館使用料減免申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないとしたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による使用料減免申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免を適当と認めたときは雄勝文化会館使用料減免決定通知書（様式第10号）を交付する。

（特別の設備等の許可）

第~~14~~13条 使用者は、文化会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の打合せ等)

第~~15~~14条 使用者は、文化会館、附属設備等を使用するときは、あらかじめ職員と使用方法その他必要な事項について打合せをするものとする。この場合、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 法令に定めるところにより提出した開催申請書等の写し
- (2) 入場券、整理券、会員券等の見本
- (3) メインホールを使用する場合は、プログラム、式次第等その使用の順序、内容等を明らかにする書類

(許可の提示)

第~~16~~15条 使用者が、文化会館を使用しようとするときは使用許可書を職員に提示しなければならない。

(職員の立入り)

第~~17~~16条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用している施設に職員を立入らせることができる。

(販売行為等の制限)

第~~18~~17条 文化会館又はその敷地内において物品の販売、飲食の提供、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の認めるものは、この限りでない。

(使用者の順守事項)

第~~19~~18条 使用者は、次に掲げる事項を順守するとともに、これを入場者に周知しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備及び器具以外は使用しないこと。
- (3) 入場人員は、使用施設の定員を超えないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく看板、ポスター、印刷物等の公告類を掲示し、又は配布しないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 建物又は附属設備の備付け器具等をき損若しくは滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (8) 文化会館及びその敷地内の秩序を維持するため、文化会館の使用会場責

任者及び整理員を置くこと。

(9) 文化会館の清潔を保つこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当するときは、入場者を退場させることができる。

(地下駐車場の使用)

第~~20~~19条 地下駐車場は、文化会館の使用者及び教育委員会の許可を受けた者が利用できるものとする。

(破損の届出)

第~~21~~20条 使用者は、文化会館の施設、附属設備等を損傷し、汚損又は滅失したときは、直ちに、職員に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第21条 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第6条まで、第8条から第11条まで、第13条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第6条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に



よる変更許可の申請は、当該指定管理者にされた変更許可の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第8条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更の許可を受けている者は、当該指定管理者の変更の許可を受けた者とみなす。

6 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの申請は、当該指定管理者にされた取消しの申請とみなす。

7 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第9条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの許可を受けている者は、当該指定管理者の取消しの許可を受けた者とみなす。

（原状回復の義務）

第22条 使用者は、文化会館の使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに、設備、附属設備等を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において代行し、その費用を使用者から徴収する。

（その他）

第23条 この規則に定めるもののほか、文化会館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行う文化会館の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承認を要しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の雄勝町総合文化会館管理運営規則

(平成8年雄勝町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年4月26日教委規則第4号)

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月10日教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の湯沢市雄勝文化会館管理運営規則第13条及び第2条の規定による改正後の湯沢市湯沢文化会館管理運営規則第10条の規定は、それぞれ平成23年4月1日以後に施設を使用する場合に適用し、同日前に施設を使用する場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月24日教委規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月29日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月●日教委規則第●号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第6-5条関係）

雄勝文化会館使用許可申請書				
			申請年月日	年 月 日
湯沢市教育委員会 様				
住所				
申請人 氏名(団体にあつては、名称 及び代表者の氏名)				
電話番号				
次のとおり使用したいので、許可されるよう申請します。				
「使用目的」				
「人員 人」				
入場料等の有無		有・無	入場料等の内容	
使用予定期日		使用室名	時 間	各室使用料 冷暖房使用料
1	年 月 日		時 分～ 時 分	
2	年 月 日		時 分～ 時 分	
3	年 月 日		時 分～ 時 分	
4	年 月 日		時 分～ 時 分	
5	年 月 日		時 分～ 時 分	
6	使用設備等		使用料	
加算・超過 使用料				
使用料合計				
その他 <input type="checkbox"/> 物品の販売等 <input type="checkbox"/> 広告類の展示等 <input type="checkbox"/> 打合せ事項				

※ 受 付	年 月 日	第 号
※ 許 可	年 月 日	第 号
	条 件 等	別紙のとおり

- 記入上の注意 1 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記入してください。  
2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 2 号（第 7-6 条、第 9-8 条、第 10-9 条、第 16-15 条関係）

雄勝文化会館使用許可書					
申請年月日				年	月 日
住所					
申請人 氏名(団体にあつては、名称 及び代表者の氏名)					様
電話番号					
「使用目的」					
「人員 人」					
入場料等の有無		有・無	入場料等の内容		
使用予定期日		使用室名	時 間	各室使用料	冷暖房使用料
1	年 月 日		時 分～ 時 分		
2	年 月 日		時 分～ 時 分		
3	年 月 日		時 分～ 時 分		
4	年 月 日		時 分～ 時 分		
5	年 月 日		時 分～ 時 分		
6	使用設備等			使用料	
加算・超過 使用料					
使用料合計					
そ の 他		<input type="checkbox"/> 物品の販売等 <input type="checkbox"/> 広告類の展示等 <input type="checkbox"/> 打合せ事項			

申請に基づき、湯沢市雄勝文化会館の使用を許可します。

年 月 日

湯沢市教育委員会 印

受	付	年	月	日	第	号
許	可	年	月	日	第	号
		条 件 等	別紙のとおり			

様式第3号（第8条関係）

雄勝文化会館使用変更許可申請書								
				申請年月日	年	月	日	
湯沢市教育委員会 様								
住所								
申請人 氏名(団体にあつては、名称 及び代表者の氏名)								
電話番号								
次のとおり使用許可を受けた事項の変更をしたいので、使用許可書を添えて申請いたします。								
許可年月日		年 月 日		許可番号	第 号			
変更事項	使用予定日時	を に		変更理由				
		を に						
	使用予定室名	を に						
		を に						
設備等			理由					
その他								
納入年月日		年 月 日						
使用料	区分	使用室名	各室料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	使用料計	
	当初							
	変更後							
	小計							
超過又は過納分								

※ 受付	年 月 日	第 号
※ 許可	年 月 日	第 号

(記入上の注意 ※印の欄は記入しないでください。)

様式第 4 号 (第 9-8 条関係)

許 可 年 月 日		年 月 日		許 可 番 号	第 号		
雄勝文化会館使用変更許可書 申請年月日 年 月 日 住所 申請人 氏名(団体にあつては、名称 及び代表者の氏名) 様 電話番号							
変 更 事 項	使用予定日時	を に		変 更 理 由			
		を に					
	使用予定室名	を に					
		を に					
	設 備 等						
そ の 他							
納 入 年 月 日		年 月 日					
使 用 料	区 分	使用室名	各室 使用料	冷暖房 使用料	設備等 使用料	加算額	使用料計
	当 初						
	変 更 後						
		小 計					
超 過 又 は 過 納 分							

申請に基づき、湯沢市雄勝文化会館の使用変更を許可します。

年 月 日

湯沢市教育委員会 印

受 付	年 月 日	第 号
許 可	年 月 日	第 号

様式第5号（第109条関係）

雄勝文化会館使用取消申請書 申請年月日                      年    月    日			
湯沢市教育委員会 様			
住所 申請人 氏名(団体にあつては、名称 及び代表者の氏名) 電話番号			
次のとおり使用の取消しをしたいので、使用許可書を添えて申請いたします。			
許 可 年 月 日	年    月    日	許 可 番 号	第                      号
使 用 の 期 日	年    月    日	時    分 から	年    月    日
	年    月    日	時    分 まで	
取 消 し の 理 由			

※		金                      額	納 入 年 月 日
	既 納 使 用 料	円	年    月    日
		円	年    月    日
	合                      計		
※ 受                      付	年    月    日	第                      号	
※ 許                      可	年    月    日	第                      号	
※ 処理・備考			

(記入上の注意 ※印の欄は記入しないでください。)

様式第6号（第109条関係）

雄勝文化会館使用取消許可書 申請年月日                      年      月      日 住所 氏名(団体にあつては、名称 及び代表者の氏名)    様 電話番号			
許 可 年 月 日	年      月      日	許 可 番 号	第              号
使 用 の 期 日	年      月      日      時      分 から 年      月      日      時      分 まで		
取 消 し の 理 由			

申請に基づき、湯沢市雄勝文化会館の使用取消しを許可します。

年      月      日

湯沢市教育委員会 印

既 納 使 用 料		金              額	納 入 年 月 日
	当 初 使 用 料	円	年      月      日
	追 加 使 用 料	円	年      月      日
	合              計		
受              付	年      月      日		第              号
許              可	年      月      日		第              号



様式第7号（第~~12~~11条関係）

雄勝文化会館使用料還付申請書			
		申請年月日	年 月 日
湯沢市長		様	
住所			
申請人 氏名（団体にあつては、 名称及び代表者の 氏名）			
電話番号			
次のとおり使用料の還付を受けたいので、湯沢市雄勝文化会館管理運営規則第 <del>12</del> 11条の規定に基づき申請いたします。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用の期日	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
還付を受けようとする理由			

※ 既納使用料		金 額	納 入 年 月 日
	当初使用料	円	年 月 日
	追加使用料	円	年 月 日
	合 計		
※ 受 付	年 月 日	第 号	
※ 決 定	年 月 日	第 号	
※ 還 付 理 由	湯沢市雄勝文化会館管理運営規則第 <del>12</del> 11条 第1項 第1号 第2号		
※ 還 付 額	円		
※ 処 理 ・ 備 考			

（記入上の注意 ※印の欄は記入しないでください。）

様式第8号（第4911条関係）

雄勝文化会館使用料還付決定通知書			
申請年月日		年	月 日
住所			
氏名（団体にあつては、名			
称及び代表者の氏			
名）			
様			
電話番号			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用の期日	年 月 日		時 分 から
	年 月 日		時 分 まで
還付を受けようとする理由			

申請に基づき、湯沢市雄勝文化会館使用料の還付について次のとおり決定した  
ので通知します。

年 月 日

湯沢市長



既納使用料		金額	納入年月日
	当初使用料	円	年 月 日
	追加使用料	円	年 月 日
	合計		
受 付	年 月 日	第 号	
決 定	年 月 日	第 号	
還 付 理 由	湯沢市雄勝文化会館管理運営規則第4911条 第1項 第1号 第2号		
還 付 額	円		

様式第9号(第12条関係)

雄勝文化会館使用料減免申請書			
申請年月日		年	月 日
湯沢市長 様			
住所			
申請人 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
次のとおり使用料の減免を受けたいので、湯沢市雄勝文化会館管理運営規則第12条の規定に基づき申請いたします。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用の期日	年 月 日	時 分	から
	年 月 日	時 分	まで
使用の目的			
減免を受けようとする理由			

※	各室使用料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	使用料計
規定の使用料額	円	円	円	円	円
減免額					
使用料確定額					
※ 受付	年 月 日		第 号		
※ 決定	年 月 日		第 号		
※ 決定内容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減免(          円) <input type="checkbox"/> 否				
※ 処理・備考	使用料減免基準第          号に該当				

(記入上の注意 ※印の欄は記入しないでください。)

様式第10号（第1312条関係）

雄勝文化会館使用料減免決定通知書						
申請年月日		年	月	日		
住所						
氏名(団体にあつては、名称 及び代表者の氏名)						
				様		
電話番号						
許可年月日	年	月	日	許可番号	第	号
使用の期日	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
使用の目的						
減免を受けようとする理由						

申請に基づき、湯沢市雄勝文化会館使用料の減免について次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

湯沢市長



	各室使用料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	使用料計
規定の使用料額	円	円	円	円	円
減 免 額					
使用料確定額					
受 付	年 月 日			第	号
決 定	年 月 日			第	号
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減免(      円) <input type="checkbox"/> 否				

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第20条」に改める。

第3条を削る。

第4条ただし書中「教育委員会」を「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「条例第5条」を「条例第7条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第2項中「雄勝総合文化会館使用変更許可書」を「雄勝文化会館使用変更許可書」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「既納」を「変更前」に、「不足を」を「不足が」に改め、「、第9条第2項の規定による雄勝文化会館使用変更許可書の交付の際に」を削り、「徴収する」を「条例第10条の定めるところにより徴収する」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「条例第9条」を「条例第11条」に改め、同項第2号中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「条例第10条」を「条例第12条」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条から第20条までを1条ずつ繰り上げ、第21条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第21条 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第6条まで、第8条から第11条まで、第13条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」と

あるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第6条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。
- 4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更許可の申請は、当該指定管理者にされた変更許可の申請とみなす。
- 5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第8条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更の許可を受けている者は、当該指定管理者の変更の許可を受けた者とみなす。
- 6 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの申請は、当該指定管理者にされた取消しの申請とみなす。
- 7 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第9条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの許可を受けている者は、当該指定管理者の取消しの許可を受けた者とみなす。

第23条に次の1項を加える。

- 2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行う文化会館の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承認を要しない。様式第1号中「第6条」を「第5条」に改める。

様式第2号中「第7条、第9条、第10条、第16条」を「第6条、第8条、第9条、第15条」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第9条」を「第8条」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第12条」を「第11条」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「第13条」を「第12条」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市雄勝文化会館条例（平成17年湯沢市条例第89号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、湯沢市雄勝文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第3条 <u>文化会館の利用時間は、準備及び整理に要する時間を含め午前9時から午後10時までとする。ただし、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用期間等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第6条 <u>条例第5条</u>の規定による使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期間内</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市雄勝文化会館条例（平成17年湯沢市条例第89号。以下「条例」という。）<u>第20条</u>の規定に基づき、湯沢市雄勝文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日等)</p> <p>第3条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>湯沢市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用期間等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第5条 <u>条例第7条</u>の規定による使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期間内</p>



に雄勝文化会館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

（使用の許可）

第7条 略

（使用許可の順位）

第8条 略

（使用許可の変更）

第9条 略

2 教育委員会は、前項の規定により変更を許可したときは、雄勝総合文化会館使用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第10条 略

（不足使用料の徴収）

第11条 使用許可内容の変更等により既納の使用料に不足を生じたときは、第9条第2項の規定による雄勝文化会館使用変更許可書の交付の際に、その不足額を徴収する

\_\_\_\_\_。

（使用料の還付）

第12条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合とする。

に雄勝文化会館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

（1）及び（2） 略

2 略

（使用の許可）

第6条 略

（使用許可の順位）

第7条 略

（使用許可の変更）

第8条 略

2 教育委員会は、前項の規定により変更を許可したときは、雄勝文化会館使用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第9条 略

（不足使用料の徴収）

第10条 使用許可内容の変更等により変更前の使用料に不足が生じたときは\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_、  
その不足額を条例第10条の定めるところにより徴収する。

（使用料の還付）

第11条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 第10条の規定により使用者が使用取消しの許可を受けたとき 全額

2及び3 略

(使用料の減免)

第13条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2及び3 略

(特別の設備等の許可)

第14条 略

(使用の打合せ等)

第15条 略

(許可の提示)

第16条 略

(職員の立入り)

第17条 略

(販売行為等の制限)

第18条 略

(使用者の順守事項)

第19条 略

(地下駐車場の使用)

第20条 略

(破損の届出)

第21条 略

(1) 略

(2) 第9条の規定により使用者が使用取消しの許可を受けたとき 全額

2及び3 略

(使用料の減免)

第12条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2及び3 略

(特別の設備等の許可)

第13条 略

(使用の打合せ等)

第14条 略

(許可の提示)

第15条 略

(職員の立入り)

第16条 略

(販売行為等の制限)

第17条 略

(使用者の順守事項)

第18条 略

(地下駐車場の使用)

第19条 略

(破損の届出)

第20条 略

(指定管理者による管理)

第21条 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第6条まで、第8条から第11条まで、第13条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第6条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定

による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更許可の申請は、当該指定管理者にされた変更許可の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第8条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更の許可を受けている者は、当該指定管理者の変更の許可を受けた者とみなす。

6 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの申請は、当該指定管理者にされた取消しの申請とみなす。

7 条例第13条第1項の規定により文

(その他)  
第23条 略

文化館の管理を指定管理者に行わせる  
場合において、当該指定管理者が文化  
会館の管理を行うこととされた期間前  
に第9条第2項（第1項の規定により  
読み替えて適用される場合を含む。）  
の規定による取消しの許可を受けてい  
る者は、当該指定管理者の取消しの許  
可を受けた者とみなす。

(その他)

第23条 略

2 この規則に定めるもののほか、指定  
管理者が行う文化会館の管理運営に関  
し必要な事項は、指定管理者が教育委  
員会の承認を受けて別に定める。ただ  
し、軽微な事項として教育委員会が認  
めるものについては、教育委員会の承  
認を要しない。

議案第18号

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和5年4月1日から施行する条例内容に合わせ、指定管理者制度に対応する読み替え規定の追加等を行うものです。

## 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

令和5年4月から、湯沢市湯沢文化会館の指定管理者制度への移行に向けた手続きを開始するため、「湯沢市湯沢文化会館条例（平成18年湯沢市条例第41号）」を改正することに伴い、同施設の管理運営規則について所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

令和5年4月1日から施行する条例内容に合わせ、指定管理者制度に対応する読み替え規定の追加等を行うものです。  
改正の詳細は、規則案のとおりです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおりです。

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則

平成18年6月26日  
教育委員会規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例（平成18年湯沢市条例第41号。以下「条例」という。）第~~42~~20条の規定に基づき、湯沢市湯沢文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 文化会館は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の総合企画に関すること。
- (2) 芸術文化の振興及び文化団体の育成に関すること。
- (3) 施設の利用促進及び活用に関すること。
- (4) 情報の収集、作成及び提供に関すること。
- (5) 文化会館運営委員会に関すること。
- (6) 技術（舞台、音響及び照明）に関すること。
- (7) 施設の維持運営に関すること。

(~~開館時間及び~~休館日)

第3条 文化会館の~~開館時間は、午前9時から午後10時までとし、~~休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用期間)

第4条 文化会館は、展示室を除き、同一の内容で引き続き6日以上の使用及び例日を定める独占的な使用をすることができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 文化会館を使用しようとする者は、湯沢文化会館使用許可申請書（様式第



- 1号)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 前項の申請は、文化会館の使用開始前6箇月から7日までの期間にしなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、使用を許可したときは、湯沢文化会館使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(使用許可の順位)

第6条 使用の許可は、申請の順序による。ただし、申請が同時のときは、当該申請者と協議の上、定める。

(使用の変更及び取り消し)

第7条 文化会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用内容の変更又は取り消しをしようとするときは、使用日前5日までに湯沢文化会館使用変更取消承認申請書(様式第3号)に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、その適否を決定し、~~使用の変更により既納の使用料に不足が生じた場合は、その不足する額を納付させ、~~湯沢文化会館使用変更取消承認通知書(様式第4号)を交付する。

3 ~~前2項の規定による使用内容の変更により、変更前の使用料に不足が生じた場合は、その不足する額を、条例第10条の定めるところにより納付させるものとする。~~

(使用時間の延長及び繰り上げ)

第8条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及びその後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間の延長又は繰り上げをすることができない。

3 使用者は、特別の理由により使用時間の延長又は繰り上げをしなければならないときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、これを承認したときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認通知書(様式第6号)を交

付する。この場合において、使用者は、~~直ちに~~条例第10条の定めるところにより使用時間の延長又は繰り上げに係る使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第~~9~~11条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったとき 全額
- (2) 教育委員会が文化会館の管理上特に必要があると認め、使用の許可を取り消したとき 全額
- (3) 教育委員会が特に認め、使用の取り消しが承認されたとき 既納使用料の50パーセントを下限として定めた額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、湯沢文化会館使用料還付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、湯沢文化会館使用料還付決定通知書(様式第8号)により申請者に返還する。

(使用料の減免)

第10条 条例第~~10~~12条の規定により使用料を減額し、又は免除(以下「減免」という。)することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用する場合 免除
- (2) 市内の小学校又は中学校が使用する場合 減額又は免除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 減額又は免除

2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ湯沢文化会館使用料減免申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、その適否を決定し、湯沢文化会館使用料減免決定通知書(様式第10号)を交付する。

(特別の設備等の許可)

第11条 使用者は、特別の設備をし、又は備え付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ当該設備等の内容を記載した仕様書を添えて、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用者の負担において、特別の設

備をさせることができる。

(使用の打合せ等)

第12条 使用者は、使用日前7日までに、文化会館の職員と使用方法その他必要な事項を打合せするとともに、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

(1) 入場券、整理券、会員券等を発行する場合は、その見本及び発行枚数

(2) 大ホール又は中ホールを使用する場合は、プログラム、式次第、その使用の順序、内容等を明らかにする書類

(許可書の提示)

第13条 使用者は、許可書を携帯し、文化会館の職員から求められたときは、それを提示しなければならない。

(職員の立ち入り)

第14条 文化会館の職員が管理上必要があり、使用している施設に立ち入るときは、使用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文化会館への入館を拒み又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為又はこれらに該当する物品及び動物の類を携行する者

(2) 許可なく営業行為をし、又は貼紙若しくは広告を行う者

(3) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(使用上の順守事項)

第16条 使用者(入館者を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可された以外の施設及び附属設備器具等を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外での飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。

(3) 許可なく文化会館内に貼紙、ピン又は釘の類を打たないこと。

(4) 許可なく文化会館内及び文化会館の構内において、物品を販売し、又は金品の寄附募集を行わないこと。

(5) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。

(6) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の職員の指示に従い、文化会館の運営に支障をきたすような行為をしないこと。

(整理員の配置)

第17条 使用者は、文化会館の使用に際し、文化会館内外の秩序保持のため、必要に応じ整理員を置かなければならない。

(破損等の届出)

第18条 使用者は、文化会館の施設等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに、教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第19条 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第5条、第7条から第9条まで、第11条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第5条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項及び第8条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合に

において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第2項及び第8条第4項(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による承認を受けている者は、当該指定管理者の承認を受けた者とみなす。

(使用後の届出及び点検)

第~~19~~20条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に復した上、文化会館の職員の点検を受け、引継ぎをしなければならない。

2 使用者が前項の行為を履行しないときは、教育委員会においてこれを行い、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(その他)

第~~20~~21条 この規則に定めるもののほか、文化会館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行う文化会館の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承認を要しない。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月26日教委規則第3号)

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月10日教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の湯沢市雄勝文化会館管理運営規則第13条及び第2条の規定による改正後の湯沢市湯沢文化会館管理運営規則第10条の規定は、それぞれ平成23年4月1日以後に施設を使用する場合に適用し、同日前に施設を使用する場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日教委規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 ●日教委規則第●号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

湯沢文化会館使用許可申請書

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 住 所  
 団体名  
 氏 名  
 電 話

次のとおり湯沢文化会館を使用したいので申請します。

使用責任者氏名		住所		電話 ( )		
催物 名称	入場 予定者			人	営利・非営利の 別	
使用 日時	(準備・撤去等に要する日時を含む。) 年 月 日 ( 曜日) 時 分から 年 月 日 ( 曜日) 時 分まで			使用日時の内訳		
入場料の有無	有	前 売券	席 円 席 円 席 円	当日券	席 円 席 円 席 円	
	無	整理券・会員券・招待券・券なし(関係者)			プログラム 販 売	有・無
舞台設備操 作員の区分 (ホール使用 の場合記入)	舞台	・業者 ・その他		備考		
	照明	・業者 ・その他				
	音響	・業者 ・その他				
使 用 施 設	区分	施 設 名	使用料(円)	区分	施 設 名	使用料(円)
	ホ ー ル 関 係	大 ホ ー ル		会 議 室 関 係	特別会議室	
		中 ホ ー ル			練 習 室	
		リハーサル室			第1会議室	
	大 ホ ー ル	第1楽屋			第2会議室	
		第2楽屋			第3会議室	
		第3楽屋			第4会議室	
		第4楽屋			展 示 室	
	中 ホ ー ル	シャワー室		展 示 ホ ー ル		
		第1楽屋		小 計		
第2楽屋			そ の 他	割 増 料		
	主催者事務室			冷 暖 房 料		
		計				
領 収 月 日	月 日	許 可 番 号				
現 金 取 扱 員		領 収 金 額	A	(円)		
館 長	副 館 長	係 員		担 当 者		

湯沢文化会館使用許可書

年 月 日

住 所

団体名

氏 名

様

湯沢市教育委員会



次のとおり湯沢文化会館の使用を許可します。

使用責任者氏名			住所			電話 ( )												
催物名称						入場予定者	人	営利・非営利の別	営利・非営利									
使用日時	(準備・撤去等に要する日時を含む。)					使用日時の内訳												
	年 月 日(曜日) 時 分から					準備(仕込)	:	から	:	まで								
	年 月 日(曜日) 時 分まで					練習(リハーサル)	:	から	:	まで								
入場料の有無	有	前売券	席	円	当日券	席	円	開場	:	:								
			席	円		席	円	開演	:	:								
			席	円		席	円	閉演	:	:								
	無	整理券・会員券・招待券・券なし(関係者)				プログラム販売	有・無	円	物品販売	有・無								
舞台設備操作員の区分(ホール使用の場合記入)	舞台	・業者 ・その他				備考												
	照明	・業者 ・その他																
	音響	・業者 ・その他																
使用施設	区分	施設名	使用料(円)	区分	施設名	使用料(円)	<table border="1"> <tr> <td>領収月日</td> <td>月 日</td> <td>許可番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金取扱員</td> <td></td> <td>領収金額</td> <td>(円)</td> </tr> </table>				領収月日	月 日	許可番号		現金取扱員		領収金額	(円)
	領収月日	月 日	許可番号															
	現金取扱員		領収金額	(円)														
	ホール関係	大ホール			会議室関係	特別会議室												
		中ホール				練習室												
		リハーサル室				第1会議室												
	大ホール	第1楽屋			第2会議室													
		第2楽屋			第3会議室													
		第3楽屋			第4会議室													
		第4楽屋			展示室													
	中ホール	シャワー室			展示ホール													
		第1楽屋			小計													
第2楽屋				割増料														
	主催者事務室			その他	冷暖房料													
計																		

次のことに御注意ください。

- 1 使用開始前にこの使用許可書を会館事務室にお示しください。
- 2 使用の権利を他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 施設の器具の使用に当たっては、すべて係員の指示に従ってください。
- 4 使用の目的及び使用の条件を守って目的以外に施設や器具を使用しないでください。
- 5 会館の運営上、支障をきたすような行為をしないでください。
- 6 使用終了後は係員に連絡し、引継いでください。



様式第3号(第7条関係)

湯沢文化会館使用変更取消承認申請書

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 住 所  
 団体名  
 氏 名  
 電 話

次のとおり湯沢文化会館の使用内容の 変更・取消 をしたいので申請します。

催物名称					
許可済の日時	年 月 日 時 分から		年 月 日 時 分まで		
許可番号					
使用施設名					
変更又は取り消したい事由	申請内容	変 更 ・ 取 消			
	日 時	年 月 日 時 分から		年 月 日 時 分まで	
	施設等				
申請理由					
※ 許 可 不 許 可	既納使用料	還付金額	追加金額	合計金額	増 減
	円	円	円	円	円

※上記の申請に基づき、使用の 変更・取消 を承認してよろしいか。

年 月 日

決 裁	館 長	副館長	係 員	担当者

受 付	・	・	_____
受付番号	第	_____	号
許 可	・	・	_____
領収還付	・	・	_____

※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

湯沢文化会館使用変更取消承認通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
氏 名 様

湯沢市教育委員会 印

次のとおり湯沢文化会館の使用内容の 変更・取消 を確認したので通知します。

催物名称					
許可済の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
許可番号					
使用施設名					
変更又は取り消したい事由	申請内容	変 更 ・ 取 消			
	日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
	施設等				
申請理由					
※許可 不可	既納使用料	還付金額	追加金額	合計金額	増 減
	円	円	円	円	円
(注意事項)					
(1) 使用内容の変更について承認されたかたは、直ちに納入した使用料領収書をお持ちの上、使用料還付該当者は、別に定める「湯沢文化会館使用料還付請求書」により、還付の手続きを、既納の使用料に不足が生じた場合は、その不足する額を納付してください。					
(2) 取り消しを承認されたかたは、すでに納入した使用料領収書をお持ちの上、別に定める「湯沢文化会館使用料還付請求書」により、還付の手続きをしてください。					

様式第5号(第8条関係)

湯沢文化会館使用時間延長繰上承認申請書

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 住 所  
 団体名  
 氏 名  
 電 話

次のとおり湯沢文化会館の使用時間を 延長・繰上 したいので申請します。

催物名称			
許可済の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
許可番号			
使用施設名			
延長又は繰上 したい事由	申請内容	延長 ・ 繰上	
	日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	施設等		
申請理由			
※ 許 不 許 可	既納使用料	追加金額	合計金額
	円	円	円

※上記の申請に基づき、使用時間の 延長・繰上 を承認してよろしいか。

年 月 日

決 裁	館長	副館長	係 員	担当者

受付	・	・
受付番号	第	号
許可	・	・

様式第6号(第8条関係)

湯沢文化会館使用時間延長繰上承認通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
氏 名 様

湯沢市教育委員会 印

次のとおり湯沢文化会館の使用時間の 延長・繰上 を承認したので通知します。

催 物 名 称			
許可済の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
許 可 番 号			
使用施設名			
延長又は繰上 したい事由	申請内容	延長 ・ 繰上	
	日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	施設等		
申 請 理 由			
※ 許 可 不 許 可	既納使用料	追 加 金 額	合 計 金 額
	円	円	円

(注意事項)

使用時間の延長又は繰り上げについて承認されたかたは、直ちに納入した使用料領収書をお持ちの上、使用時間の延長又は繰り上げに係る使用料を納付してください。

様式第7号(第9条関係)

湯沢文化会館使用料還付請求書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所  
団体名  
氏 名  
電 話

次のとおり湯沢文化会館の使用料の還付を受けたいので申請します。

催物名称			
許可の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
許可番号			
施設名等			
還付請求の理由			
※ 還付の措置	内	訳	既 納 使 用 料
	1 使用変更 2 使用取消		円
			還 付 金 円
※上記のとおり使用料を還付してよろしいか。			
年 月 日			
決 裁	館 長	副館長	係 員
			担 当 者
			受付 . . . 受付番号 第 . . . 号 許可 . . .

※印の欄は、記入しないでください。

様式第8号(第9条関係)

湯沢文化会館使用料還付決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
氏 名 様

湯沢市長 印

申請に基づき、湯沢文化会館使用料の還付について次のとおり決定したので通知します。

催物名称			
許可の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
許可番号			
施設名等			
還付請求の理由			
※ 還付の措置	内	既 納 使 用 料	還 付 金
	1 使用変更 2 使用取消	円	円

様式第9号(第10条関係)

湯沢文化会館使用料減免申請書

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住 所  
団体名  
氏 名  
電 話

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
使 用 の 期 日	年 月 日	年 月 日	時 分 から 時 分 まで
使 用 の 目 的			
減免を受けようとする理由			

※	各室使用料	冷 暖 房 設 備 等 料	加 算 額	使 用 料 計
規定の使用料額	円	円	円	円
減 免 額	円	円	円	円
使用料確定額	円	円	円	円
※ 受 付	年 月 日	第 号		
※ 決 定	年 月 日	第 号		
※ 決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額( 円) <input type="checkbox"/> 否			
※処理・備考				

(記入上の注意 ※印の欄は、記入しないでください。)

様式第10号(第10条関係)

湯沢文化会館使用料減免決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
氏 名 様

湯沢市長 印

申請に基づき、湯沢文化会館使用料の減免について次のとおり決定したので通知します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
使 用 の 期 日	年 月 日	年 月 日	時 分 から 時 分 まで
使 用 の 目 的			
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由			

	各室使用料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	使 用 料 計
規 定 の 使 用 料 額	円	円	円	円	円
減 免 額	円	円	円	円	円
使 用 料 確 定 額	円	円	円	円	円
受 付	年 月 日	第 号			
決 定	年 月 日	第 号			
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 ( 円 ) <input type="checkbox"/> 否 (理由 )				

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則（平成18年湯沢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第20条」に改める。

第3条の見出し中「開館時間及び」を削り、同条中「開館時間は、午前9時から午後10時までとし、」を削る。

第7条第2項中「、使用の変更により既納の使用料に不足が生じた場合は、その不足する額を納付させ」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による使用内容の変更により、変更前の使用料に不足が生じた場合は、その不足する額を、条例第10条の定めるところにより納付させるものとする。

第8条第4項後段中「直ちに」を「条例第10条の定めるところにより」に改める。

第9条第1項中「条例第9条」を「条例第11条」に改める。

第10条第1項中「条例第10条」を「条例第12条」に改める。

第20条に次の1項を加える。

2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行う文化会館の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承認を要しない。第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第19条 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第5条、第7条から第9条まで、第11条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合に

において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第5条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項及び第8条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第2項及び第8条第4項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認を受けている者は、当該指定管理者の承認を受けた者とみなす。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例（平成18年湯沢市条例第41号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、湯沢市湯沢文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 文化会館の<u>開館時間は、午前9時から午後10時までとし、</u>休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用の変更及び取り消し)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、その適否を決定し、<u>使用の変更により既納の使用料に不足が生じた場合は、その不足する額を納付させ、</u>湯沢文化会館使用変更取消承認通知書（様式第4号）を交付する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例（平成18年湯沢市条例第41号。以下「条例」という。）<u>第20条</u>の規定に基づき、湯沢市湯沢文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>( _____ 休館日)</p> <p>第3条 文化会館の _____ 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用の変更及び取り消し)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、その適否を決定し _____ _____、湯沢文化会館使用変更取消承認通知書（様式第4号）を交付する。</p> <p><u>3 前2項の規定による使用内容の変更により、変更前の使用料に不足が生</u></p>

<p>(使用時間の延長及び繰り上げ)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、これを承認したときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認通知書(様式第6号)を交付する。この場合において、使用者は、<u>直ちに</u> <u>使用時間の延長又は繰り上げに係る使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 <u>条例第9条</u>ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>条例第10条</u>の規定により使用料を減額し、又は免除(以下「減免」という。)することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p><u>じた場合は、その不足する額を、条例第10条の定めるところにより納付させるものとする。</u></p> <p>(使用時間の延長及び繰り上げ)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、これを承認したときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認通知書(様式第6号)を交付する。この場合において、使用者は、<u>条例第10条の定めるところにより</u>使用時間の延長又は繰り上げに係る使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 <u>条例第11条</u>ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>条例第12条</u>の規定により使用料を減額し、又は免除(以下「減免」という。)することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p>
--	--

第19条 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第5条、第7条から第9条まで、第11条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第5条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、

当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項及び第8条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第2項及び第8条第4項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認を受けている者は、当該指定管理者の承認を受けた者とみなす。

(使用後の届出及び点検)

第19条 略

(その他)

第20条 略

(使用後の届出及び点検)

第20条 略

(その他)

第21条 略

2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行う文化会館の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承

認を要しない。

議案第19号

湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について

湯沢市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

読書機会の拡充を図るため、また、様式の体裁について、所要の改正を行うものです。



湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

1 改正の理由

コロナ禍を契機とした、より豊かな在宅時間を過ごすための読書機会の拡充を図るため、貸出冊数の上限、及び貸出予約手続きの簡素化などを実施することに伴う規則の一部改正である。

2 改正の主な内容

改正内容			改正条項
1 資料の貸出に関すること ①貸出上限の見直し			第8条第1項
区 分	改正前	改正後 (案)	
図書	5冊	10冊	
雑誌	5冊		
視聴覚資料	5点		様式第1号 (第5条関係)
貸出点数の計	10点	20点	
②個人貸出券申込書の様式変更			
項目	改正内容		
生年月日	元号(大正・昭和・平成)の削除		
連絡先	メールアドレス欄を削除		
内容確認	「個人番号カード」から 「マイナンバーカード」へ変更		
2 資料の予約に関すること			第11条
区 分	改正前	改正後 (案)	
図書館 未所蔵資料	リクエスト申請手続き 【要来館】		
貸出中の 図書館資料	リクエスト申請 手続き 【要来館】	リクエスト申請 手続きの廃止 来館、電話、PC ・スマホ等のオ ンライン可 【来館不要】	

3 実施時期等 (今後の予定)

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市立図書館管理運営規則（平成22年湯沢市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

個人貸出しを受けることができる図書館資料の点数は、1回につき、図書10冊以内、雑誌5冊以内、視聴覚資料5点以内とする。

第18条を第20条とし、第12条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、第11条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（予約資料等の取置期間）

第12条 利用者が予約した図書館資料が利用可能となったときは、当該予約をした利用者に対して通知するものとする。

2 予約した図書館資料の取置期間は、利用者に通知した日から1週間とする。

第10条第1項中「又は貸出中の図書館資料」を削り、「希望」の次に「（以下「リクエスト」という。）」を加え、同条第2項中「、購入」を削り、「予約」を「購入すること」に、「貸出し」を「対応」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「借受ける」を「借り受ける」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により貸出し可能となった資料は、リクエストをした者を予約した者とし、貸出しするものとする。

第10条に次の1項を加える。

5 リクエストの取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（図書館資料の予約）

第10条 利用者は、所定の手続によって図書館資料を予約することができる。

2 予約可能な点数は、第8条第1項の規定を準用する。

様式第1号を次のように改める。

様式第3号中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第4号中「第11条関係」を「第13条関係」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第13条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第14条関係」を「第16条関係」に改める。

様式第9号中「第15条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第10号中「第16条関係」を「第18条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(個人貸出しの点数及び期間)</p> <p>第8条 <u>個人貸出しを受けることができる図書館資料の点数は、1回につき、<u>図書、雑誌及び視聴覚資料それぞれ5点以内とし、合わせて10点以内とする。</u></u></p> <p>2～4 略</p> <p>(リクエストサービス)</p> <p>第10条 <u>図書館内に所蔵していない資料又は貸出中の図書館資料の貸出しを希望_____</u></p> <p>する者は、リクエストカード(様式第3号)を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 館長は、前項のリクエストカードが提出されたときは、他の図書館からの相互貸借、<u>購入又は予約_____</u>により<u>貸出し</u>するものとする。</p> <p>3 <u>リクエストにより県外図書館等から借受ける_____</u>資料の送料は、利用者が2分の1を負担するものとする。</p>	<p>(個人貸出しの点数及び期間)</p> <p>第8条 <u>個人貸出しを受けることができる図書館資料の点数は、1回につき、<u>図書10冊以内、雑誌5冊以内、視聴覚資料5点以内とする。</u></u></p> <p>2～4 略</p> <p>(<u>図書館資料の予約</u>)</p> <p>第10条 <u>利用者は、所定の手続によって<u>図書館資料を予約することができる。</u></u></p> <p>2 <u>予約可能な点数は、第8条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(リクエストサービス)</p> <p>第11条 <u>図書館内に所蔵していない資料_____の貸出しを希望(以下「リクエスト」という。)</u></p> <p>する者は、リクエストカード(様式第3号)を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 館長は、前項のリクエストカードが提出されたときは、他の図書館からの相互貸借_____又は<u>購入することにより対応_____</u>するものとする。</p> <p>3 <u>前項の規定により貸出し可能となった資料は、リクエストをした者を予約した者とし、貸出しするものとする。</u></p> <p>4 <u>リクエストにより県外図書館等から<u>借り受ける</u>資料の送料は、利用者が2分の1を負担するものとする。</u></p>

4 予約した図書館資料の取置期間は、  
利用者に連絡後 1 週間とする。

(資料の複写)

第11条 略

(貸出しを制限する図書館資料)

第12条 略

(弁償義務)

第13条 略

(資料の寄贈及び寄託)

第14条 略

(インターネット接続端末の利用)

第15条 略

(パソコンの電源使用)

第16条 略

(公民館図書室等の資料の取扱い)

第17条 略

(その他)

第18条 略

5 リクエストの取扱いに関し必要な  
事項は、教育委員会が別に定める。

(予約資料等の取置期間)

第12条 利用者が予約した図書館資料  
が利用可能となったときは、当該予約  
をした利用者に対して通知するものと  
する。

2 予約した図書館資料の取置期間は、  
利用者に通知した日から 1 週間とす  
る。

(資料の複写)

第13条 略

(貸出しを制限する図書館資料)

第14条 略

(弁償義務)

第15条 略

(資料の寄贈及び寄託)

第16条 略

(インターネット接続端末の利用)

第17条 略

(パソコンの電源使用)

第18条 略

(公民館図書室等の資料の取扱い)

第19条 略

(その他)

第20条 略

様式第1号(第5条関係)

貸出券申込書(個人)

※太線の枠内のみ記入し、住所・氏名等の確認できるものををといっしょに御提示ください。

区分	新規・変更(内容追加)・再発行 ※該当する項目を○で囲んでください。		
フリガナ		生年月日	性別
氏名		大正 昭和 平成	年 月 日 男・女
住所	〒	連絡先	電話番号
			自宅 携帯
学校名		保護者名	
勤務先		電話番号	
帰省先 住所		世帯主	
		電話番号	

利用者 コード		内容 確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 保護者記入 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他( )
登録 年月日	年 月 日		
摘要	交付( )	受付者	
備考			

【個人情報の取扱い】

この申請書に御記入いただいた氏名、住所、電話番号等の個人情報については、図書館利用登録業務以外では利用いたしません。

議案第20号

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和5年4月1日から施行する条例内容に合わせ、指定管理者制度に対応する読み替え規定の追加等を行うものです。

## 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

### 1 改正理由

令和5年4月から、湯沢市文化交流センターの指定管理者制度への移行に向けた手続きを開始するため、「湯沢市文化交流センター条例（令和元年湯沢市条例第17号）」を改正することに伴い、同施設の管理運営規則について所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

令和5年4月1日から施行する条例内容に合わせ、指定管理者制度に対応する読み替え規定の追加等を行うものです。

改正の詳細は、規則案のとおりです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおりです。



## 湯沢市文化交流センター管理運営規則

令和元年12月19日

教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯沢市文化交流センター条例（令和元年湯沢市条例第17号。  
以下「条例」という。）第~~15~~19条の規定に基づき、湯沢市文化交流センター（以下  
「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ湯沢市文化交流センター使  
用許可申請書（様式第1号）を湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）  
に提出し許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認  
めたときは、湯沢市文化交流センター使用許可書（様式第2号）を交付するもの  
とする。

(使用料の減免)

第4条 条例第~~11~~12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場  
合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、県、市若しくは教育委員会が主催する事業又は市若しくは教育委員会  
が共催する事業に使用する場合 免除
- (2) 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する  
障害者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付  
された身体障害者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手  
帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第43  
条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している  
ものをいう。）が使用する場合 免除
- (3) 市内の児童館、保育園、幼稚園、小学校又は中学校が使用する場合 免除
- (4) 市内の児童館、保育園、幼稚園、小学校又は中学校の教育関係協議会等が  
教育活動又は行事に使用する場合 免除（冷暖房料は除く。）
- (5) 自治活動を行う市内の団体が使用する場合 免除（冷暖房料は除く。）
- (6) 市内に活動拠点を置く福祉団体、NPO、ボランティア団体、同好会、サーク

ル等のうち、市長が認めた団体が使用する場合 減額（冷暖房料は除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 減額又は免除  
(指定管理者による管理)

第5条 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第2条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第3条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(使用者の義務)

第~~5~~6条 使用者がその使用を終えたとき、又は使用を取消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(その他)

第~~6~~7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行うセンターの管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承認を要しない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月 日教委規則第 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

湯沢市文化交流センター使用許可申請書

使用日時	年 月 日( )午 前後 時 分から午後 時 分まで (会議開始 時 分より) (準備時間込み)		
場 所			
個人・企業・団体名			
使用目的(会議名)			
参加予定人員	男 人	女 人	計 人
<p>上記によりセンターの使用を許可くださるようお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">湯沢市教育委員会 様</p> <p>申請者 住.....所..... 氏.....名..... 電 話 番 号 ( )</p>			
受付番号	使 用 料	円	領 収 印
	冷 暖 房 料	円	
	燃 料 代	円	
	合 計	円	
「免」は免除、「半」は半額、「有」は有料(全額)、「特認」は減額または免除			
①市県国：免免	②主催：免免	③障団：免免	④教育関係：免有
⑤自治：免有	⑥一般団体：半有	⑦特認	⑧減免無し
<p>※太線の内側のみ御記入ください。</p> <p>なお、冷暖房料は施設ごとの定められた期間の加算額という考え方のため、一部の例外を除き冷暖房設備の利用の有無に関わらずご負担いただくこととなりますので、よろしくご理解願います。</p>			

様式第2号(第3条関係)

湯沢市文化交流センター使用許可書

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前後 時 分から 午後 時 分まで (会議開始 時 分より) (準備時間込み)			
場 所				
個人・企業・団体名				
使用目的(会議名)				
参加予定人員	男	人	女	人 計 人
<p>上記によりセンターの使用を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">湯沢市教育委員会</p> <p>住.....所.....</p> <p>申請者 氏.....名.....</p> <p>電 話 番 号 ( )</p>				
受付番号	使 用 料	円	領 収 印	
	冷 暖 房 料	円		
	燃 料 代	円		
	合 計	円		
「免」は免除、「半」は半額、「有」は有料(全額)、「特認」は減額または免除				
①市県国：免免	②主催：免免	③障団：免免	④教育関係：免有	
⑤自治：免有	⑥一般団体：半有	⑦特認	⑧減免無し	
注 意 事 項	<p>※ 下記の注意事項を守ってください。</p> <p>1 使用時間を厳守してください。(使用の前後は、職員にお知らせください。)</p> <p>2 備付物品の取扱いは、丁寧をお願いします。</p> <p>3 使用後は必ず整理整頓をお願いします。(元どおりにしてください。)</p> <p>4 火気については特に厳重に注意してください。</p> <p>5 借りたい物が有りましたら事務室へおいでください。</p> <p>6 借りた物は必ず元の場所に戻してください。</p> <p>7 茶器等はお貸ししますが、お茶など消耗品はご持参をお願いします。</p>			

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市文化交流センター管理運営規則（令和元年湯沢市教育委員会規則第8号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「令和元年湯沢市条例第17号」を「令和元年湯沢市条例第17号。以下「条例」という。」に、「第15条」を「第19条」に改める。

第4条中「条例第11条」を「条例第12条」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行うセンターの管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承認を要しない。第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1項を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

- 2 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第2条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 3 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第3条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市文化交流センター条例（<u>令和元年湯沢市条例第17号</u>）<u>第15条</u>の規定に基づき、湯沢市文化交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 <u>条例第11条</u>の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市文化交流センター条例（令和元年湯沢市条例第17号。以下「条例」という。）<u>第19条</u>の規定に基づき、湯沢市文化交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 <u>条例第12条</u>の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第5条 <u>条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる</u></p>

<p>(使用者の義務)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p><u>場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第2条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。</u></p> <p><u>3 条例第13条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第3条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。</u></p> <p>(使用者の義務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>2 この規則に定めるもののほか、指定管理者が行うセンターの管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。ただし、軽微な事項として教育委員会が認めるものについては、教育委員会の承認を要しない。</u></p>
--	--

議案第21号

湯沢市部活動協議会設置要綱の制定について

湯沢市部活動協議会設置要綱を制定する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

中学校の部活動の地域移行に必要な環境整備を行うことを目的とした部活動協議会を設置するため、制定するものです。



## 湯沢市部活動協議会設置要綱の制定について

生涯学習課

### 1 制度の趣旨及び目的

本要綱は、市立中学校の部活動の地域移行に必要な環境整備を行うことを目的とした、湯沢市部活動協議会を設置するため制定するものです。

### 2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

中学校部活動の地域移行への環境整備のため、関係団体・機関から委員を選出いただき、湯沢市としての地域移行を協議いただくものです。

### 3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定文は添付のとおり

## 湯沢市部活動協議会設置要綱

令和5年 月 日  
教育委員会告示第 号

### (設置)

第1条 湯沢市立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の地域移行に必要な環境の整備に資するため、湯沢市部活動協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 中学校の部活動の地域移行に向けた環境整備に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会において必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等から選出された委員をもって組織し、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後初回の会議は、教育長が招集するものとする。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的分野に関する事項を調査又は

検討するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営については、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等	湯沢市体育協会
	湯沢市芸術文化協会
	湯沢市スポーツ少年団本部
	総合型地域スポーツクラブ
	音楽のまちゆざわ推進協議会
	湯沢雄勝中学校体育連盟
	湯沢雄勝吹奏楽連盟
	湯沢市小・中学校校長会
	湯沢市立中学校の運動部活動所属生徒の保護者
	湯沢市立中学校の文化部活動所属生徒の保護者
	教育委員会事務局教育部学校教育課長
	教育委員会事務局教育部生涯学習課長

議案第22号

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

学校教育課学事班を教育総務課に編入することに伴い、所要の改正を行うものです。

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の援助を行う。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

就学援助制度に係る業務が学校教育課から教育総務課へ事務移管されることに伴い、様式を改正するもの。

3 改正の場合の変更点

様式第3号の2中、「(学校教育課)」を削除する。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定（改正・廃止）文は添付のとおり

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示

令和5年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市児童生徒就学援助要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の2中「湯沢市教育委員会（学校教育課）」を「湯沢市教育委員会事務局」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

【改正前】

様式第3号の2（第8条関係）

体育実技用具費に係る経費調書

学 校 名

児童生徒氏名 年

保護者氏名

体育実技用具費 

{	1	スキー用具購入費
	2	柔道用具購入費
	3	剣道用具購入費

 } の対象経費の算定にかかる領収書を提出します。

領 収 書 等 添 付

対象となる体育実技用具については、裏面の（注意事項）をよく確認すること。

添付する領収書・レシートは、購入した者（対象児童生徒又は保護者）及び購入した品目（スキー用具一式など）がわかるものであること。

※小学校1年生及び4年生は、「1 スキー用具購入費」に「○」をして領収書を添付すること。

※中学校1年生は、「1 スキー用具購入費、2 柔道用具購入費、3 剣道用具購入費」のいずれか1つに「○」をして領収書を添付すること。（複数選択不可）



(注意事項)

1 共通

- (1) 小学校については、スキー用具購入費のみ請求できます。
- (2) 中学校については、スキー用具購入費、柔道用具購入費、剣道用具購入費のいずれか1つを選択して請求してください。(複数申請不可)
- (3) 対象経費を算定のうえ、湯沢市児童生徒就学援助要綱で定められた限度額の範囲内で領収書に記載された保護者実費を支給します。

2 スキー用具購入費

- (1) 対象学年は、小学校1年生及び小学校4年生、中学校1年生です。
- (2) 小学校または中学校の体育(保健体育)の授業に「スキー」がない場合は、支給されません。
- (3) 授業の実施に必要な「スキー板等(スキー板、スキー靴、ストック及び金具等)」を児童または生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校がスキー板等を貸し出している場合は、支給されません。
- (4) スキー用具購入費の対象経費は、スキー板等(スキー板、スキー靴、ストック及び金具等)を一式購入したものに限り、例えば、ストックのみを購入した経費は、対象経費になりません。

3 柔道用具購入費

- (1) 対象学年(中学校)は、中学校1年生です。
- (2) 中学校の体育(保健体育)の授業に「柔道」がない場合は、支給されません。
- (3) 授業の実施に必要な「柔道着」を生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校が柔道着を貸し出している場合は、支給されません。
- (4) 柔道用具購入費の対象経費は、授業の実施に必要な「柔道着」に限り、支給されます。

4 剣道用具購入費

- (1) 対象学年(中学校)は、中学校1年生です。
- (2) 中学校の体育(保健体育)の授業に「剣道」がない場合は、支給されません。
- (3) 授業の実施に必要な「防具一式等(面、胴、甲手、垂れ、剣道衣、竹刀及び防具袋)」を生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校が防具一式等を貸し出している場合は、支給されません。
- (4) 剣道用具購入費の請求を行う際は、購入前に湯沢市教育委員会(学校教育課)に連絡してください。

【改正後】

様式第3号の2（第8条関係）

体育実技用具費に係る経費調書

学 校 名

児童生徒氏名 年

保護者氏名

体育実技用具費 

〔	1	スキー用具購入費	〕
	2	柔道用具購入費	
	3	剣道用具購入費	

 の対象経費の算定にかかる領収書を提出します。

領 収 書 等 添 付

対象となる体育実技用具については、裏面の（注意事項）をよく確認すること。

添付する領収書・レシートは、購入した者（対象児童生徒又は保護者）及び購入した品目（スキー用具一式など）がわかるものであること。

※小学校1年生及び4年生は、「1 スキー用具購入費」に「○」をして領収書を添付すること。

※中学校1年生は、「1 スキー用具購入費、2 柔道用具購入費、3 剣道用具購入費」のいずれか1つに「○」をして領収書を添付すること。（複数選択不可）

(注意事項)

1 共通

- (1) 小学校については、スキー用具購入費のみ請求できます。
- (2) 中学校については、スキー用具購入費、柔道用具購入費、剣道用具購入費のいずれか1つを選択して請求してください。(複数申請不可)
- (3) 対象経費を算定のうえ、湯沢市児童生徒就学援助要綱で定められた限度額の範囲内で領収書に記載された保護者実費を支給します。

2 スキー用具購入費

- (1) 対象学年は、小学校1年生及び小学校4年生、中学校1年生です。
- (2) 小学校または中学校の体育(保健体育)の授業に「スキー」がない場合は、支給されません。
- (3) 授業の実施に必要な「スキー板等(スキー板、スキー靴、ストック及び金具等)」を児童または生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校がスキー板等を貸し出している場合は、支給されません。
- (4) スキー用具購入費の対象経費は、スキー板等(スキー板、スキー靴、ストック及び金具等)を一式購入したものに限り、例えば、ストックのみを購入した経費は、対象経費になりません。

3 柔道用具購入費

- (1) 対象学年(中学校)は、中学校1年生です。
- (2) 中学校の体育(保健体育)の授業に「柔道」がない場合は、支給されません。
- (3) 授業の実施に必要な「柔道着」を生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校が柔道着を貸し出している場合は、支給されません。
- (4) 柔道用具購入費の対象経費は、授業の実施に必要な「柔道着」に限り、支給されます。

4 剣道用具購入費

- (1) 対象学年(中学校)は、中学校1年生です。
- (2) 中学校の体育(保健体育)の授業に「剣道」がない場合は、支給されません。
- (3) 授業の実施に必要な「防具一式等(面、胴、甲手、垂れ、剣道衣、竹刀及び防具袋)」を生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校が防具一式等を貸し出している場合は、支給されません。
- (4) 剣道用具購入費の請求を行う際は、購入前に湯沢市教育委員会事務局に連絡してください。

議案第23号

湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部改正について

湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田隆彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律との整合性を図り、所要の改正を行うものです。

教育委員会規則等の制定及び改廃についての説明資料

湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会  
要綱の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

市内小中学校における学校運営協議会の設置にあたり、推進協議会を置き、  
学校関係者及び地域住民の意見を聴取する。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47  
条の 6 は誤りのため、第 47 条の 5 に修正するもの。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第 1 条	・「第47条の 6」	・「第47条の 5」

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

※市の形式による制定（改正・廃止）文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の  
一部を改正する告示

令和5年 月 日

湯沢市教育委員会告示第 号

湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱（平成  
30年湯沢市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する

第1条中「法律（昭和31年法律第162号）第47条の6」を「法律（昭和31年法律第  
162号）第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会要綱の一部  
を改正する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>の規定に基づき、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する市立小学校及び市立中学校（以下「市立学校」という。）における学校運営協議会の設置に当たり、学校関係者及び地域住民の意見を聴取するため、湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>の規定に基づき、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する市立小学校及び市立中学校（以下「市立学校」という。）における学校運営協議会の設置に当たり、学校関係者及び地域住民の意見を聴取するため、湯沢市市立小中学校における学校運営協議会設置のための推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p>

議案第24号

湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について

湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

事務処理の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。



湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

児童及び生徒が各種競技大会へ参加する費用の一部を補助することで、活動意欲の高揚と保護者負担の軽減を図る。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

これまで内規で定めていた補助金の運用を要綱に明記するよう改正したい。  
また、事務処理の適正化を図るため、申請内容に変更が生じた場合の変更交付申請の取扱いを「湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」に基づいた取扱いとしたい。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第5条 第2項	・内規で以下のとおり補助 宿泊費に夕朝食代が含まれない場合、朝食代500円、夕食代750円を上限に補助できる。	・以下のとおり要綱に明記 宿泊費に夕朝食代が含まれない場合、それらを補助できる。ただし、宿泊費との合計は5,000円を上限とする。
第5条 第3項	・内規で以下のとおり補助 次に該当する場合、宿泊費に係るキャンセル料を補助できる ①大会等が中止になったとき ②体調不良等のやむを得ない理由により大会等に参加できない、又は予定を変更したとき	・以下のとおり要綱に明記 次に該当する場合、交通費、宿泊費、運搬費、参加費に係るキャンセル料を補助できる ①大会等が中止になったとき ②体調不良等のやむを得ない理由により大会等に参加できない、又は予定を変更したとき
第8条 第1項	・以下の場合を除き、変更交付申請が必要 ①交付決定額を超えない範囲での変更 ②教育委員会が認めるとき	・交付決定を受けた内容に変更が生じたとき、変更が軽微な場合を除いて変更交付申請を必要とする。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定（改正・廃止）文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する  
告示

令和5年 月 日  
教育委員会告示第 号

湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱（令和元年湯沢市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「5,000円」を「5,000円（夕朝食代を含む。）」に改め、同号ただし書中「上限額」を「宿泊単価の上限額」に改め、同条第2項中「前項」を「前3項」に、「同項」を「同条第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項第2号の規定により積算した額に夕朝食代が含まれないときは、5,000円を上限額に補助することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項に規定する経費の一部を交付することができる。

(1) 大会等が中止になったとき。

(2) 体調不良、弔事等のやむを得ない理由により大会等に参加できないとき、又は出場の予定を変更したとき。

第8条第1項中「変更」を「変更（軽微な変更を除く。）」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、大会等の主催団体等からの補助を受けている場合はその全額を控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊費 湯沢駅から大会等の会場（大会等の会場が複数ある場合には、最遠地）の最寄駅までの距離（以下「会場までの距離」という。）が片道150kmを越え、現に宿泊する場合において、必要最小限の宿泊単価及び宿泊数（大会等の前日及び大会等が終了した後の宿泊については、大会日程により真に宿泊を必要とする場合に限る。）により積算した額とし、1泊当たり<u>5,000円</u>を上限額とする。ただし、東北大会規模以上の大会等に限り、大会等の主催者が定めた宿泊等に係る協定単価がある場合は、当該協定単価を<u>上限額</u>（当該協定単価が複数ある場合は、その最高額）とする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、大会等の主催団体等からの補助を受けている場合はその全額を控除するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊費 湯沢駅から大会等の会場（大会等の会場が複数ある場合には、最遠地）の最寄駅までの距離（以下「会場までの距離」という。）が片道150kmを越え、現に宿泊する場合において、必要最小限の宿泊単価及び宿泊数（大会等の前日及び大会等が終了した後の宿泊については、大会日程により真に宿泊を必要とする場合に限る。）により積算した額とし、1泊当たり<u>5,000円（夕朝食代を含む。）</u>を上限額とする。ただし、東北大会規模以上の大会等に限り、大会等の主催者が定めた宿泊等に係る協定単価がある場合は、当該協定単価を<u>宿泊単価の上限額</u>（当該協定単価が複数ある場合は、その最高額）とする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、同項に規定する上限を超えて補助することができる。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた小中学校長は、第6条の規定により教育委員会に提出した内容を変更しようとするときは、小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金変更交付申請書(様式第4号)に事業計画書(様式第2号)を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 補助金の交付決定額を超えない範囲で申請の内容を変更するとき。

2 前項第2号の規定により積算した額に夕朝食代が含まれないときは、5,000円を上限額に補助することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項に規定する経費の一部を交付することができる。

(1) 大会等が中止になったとき。

(2) 体調不良、弔事等のやむを得ない理由により大会等に参加できないとき、又は出場の予定を変更したとき。

4 同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、同条第1項及び第2項に規定する上限を超えて補助することができる。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた小中学校長は、第6条の規定により教育委員会に提出した内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金変更交付申請書(様式第4号)に事業計画書(様式第2号)を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育  
委員会が認める時。

2 略

2 略

議案第25号

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

市内のスポーツ少年団の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、継続した支援を行うため、所要の改正を行うものです。

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

本要綱は、湯沢市スポーツ少年団本部に登録されているスポーツ少年団が、団員を各種競技大会等に出場させる際の経費の一部について、交付金を交付することにより、団員の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とするものです。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

当補助金交付要綱は、令和5年3月31日までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

令和4年9月22日に開催された第3回補助金等審査会において、審査の結果、現行制度の継続が適当と認められました。

そのため、見直し期限を改めるとともに、文言を整理するものです。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第4条 第3号	公益財団法人秋田県 <u>体育協会</u>	公益財団法人秋田県 <u>スポーツ協会</u>
第6条 第1項	<u>前条に規定する対象経費を次に掲げる基準により算定して得た額</u>	<u>次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める額</u>
第6条 第1項 第1号	<u>引率者数（原則として2人以内とする。）</u>	<u>指導者数（単位団において指導する立場にあり、スポーツ少年団指導者資格又は競技団体指導者資格を有する監督及びコーチで、原則として2人以内とする。ただし、団員数が1人の場合は、1人とする。）</u>
第7条	要項等及び出場者名簿を <u>添付し、</u>	要項等及び出場者名簿を <u>添えて、</u>

第9条 第1項	要項等及び出場者名簿を添付し、	要項等及び出場者名簿を添えて、
第10条	事業報告書（様式第7号）を添付し、	事業報告書（様式第7号）を添えて、
附則 第2項	令和5年3月31日	令和8年3月31日

様式第2号及び様式第7号

現在の内容

引率責任者氏名	
対象者数	団員 人 引率者 人 計 人

改正案

指導者氏名	
対象者数	団員 人 指導者 人 計 人

#### 4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定（改正・廃止）文及び新旧対照表は添付のとおり



湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部を  
改正する告示

令和5年 月 日  
教育委員会告示第 号

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱（平成29年湯  
沢市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「公益財団法人秋田県体育協会」を「公益財団法人秋田県スポー  
ツ協会」に改める。

第6条第1項中「前条に規定する対象経費を次に掲げる基準により算定して得た  
額」を「次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第1号  
中「引率者数」を「指導者数」に、「原則として2人以内とする。」を「単位団に  
おいて指導する立場にあり、スポーツ少年団指導者資格又は競技団体指導者資格を  
有する監督及びコーチで、原則として2人以内とする。ただし、団員数が1人の場  
合は、1人とする。」に改める。

第7条、第9条第1項及び第10条中「添付し」を「添えて」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

様式第2号及び様式第7号中

「

引率責任者氏名	
対象者数	団員 人 引率者 人 計 人

」

を

「

指導者氏名	
対象者数	団員 人 指導者 人 計 人

」

に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(交付対象大会等)</p> <p>第4条 交付金の交付の対象となる大会等は、次の各号のいずれかが主催する大会等で、湯沢市及び雄勝郡以外の地域で開催される県大会以上のものとする。ただし、地区大会等の予選を経ずに出場する大会等については、交付の対象としない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公益財団法人秋田県体育協会</u>に加盟する団体</p> <p>(4) 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第6条 交付金の額は、<u>前条に規定する対象経費を次に掲げる基準により算出して得た額</u>の合計額を上限とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、当該交付金以外の補助金等の交付を受けている場合はその全額を控除するものとする。</p> <p>(1) 交通費 湯沢駅から大会等の会場の最寄駅までの往復普通旅客運賃を最も経済的な経路及び方法により積算した額に、大会等の開催要項等(以下「要項等」という。)の規定により出場登録を行う団員数及び<u>引</u></p>	<p>(交付対象大会等)</p> <p>第4条 交付金の交付の対象となる大会等は、次の各号のいずれかが主催する大会等で、湯沢市及び雄勝郡以外の地域で開催される県大会以上のものとする。ただし、地区大会等の予選を経ずに出場する大会等については、交付の対象としない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公益財団法人秋田県スポーツ協会</u>に加盟する団体</p> <p>(4) 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第6条 交付金の額は、<u>次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める額</u>の合計額を上限とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、当該交付金以外の補助金等の交付を受けている場合はその全額を控除するものとする。</p> <p>(1) 交通費 湯沢駅から大会等の会場の最寄駅までの往復普通旅客運賃を最も経済的な経路及び方法により積算した額に、大会等の開催要項等(以下「要項等」という。)の規定により出場登録を行う団員数及び<u>指</u></p>

率者数（原則として2人以内とする。

\_\_\_\_\_ ) の合計

(以下「交付対象人員数」という。)

を乗じて得た額

(2)及び(3) 略

2 略

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする単位団の代表者は、スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)、要項等及び出場者名簿を添付し、大会等への出場が決まり次第速やかに教育委員会に申請しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定による交付金の交付の決定を受けた単位団の代表者は、第7条の申請の内容を変更しようとするときは、スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金変更交付申請書(様式第4号)に事業計画書(様式第2号)、要項等及び出場者名簿を添付し、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限

導者数（単位団において指導する立場にあり、スポーツ少年団指導者資格又は競技団体指導者資格を有する監督及びコーチで、原則として2人以内とする。ただし、団員数が1

人の場合は、1人とする。） の合計

(以下「交付対象人員数」という。)

を乗じて得た額

(2)及び(3) 略

2 略

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする単位団の代表者は、スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)、要項等及び出場者名簿を添えて、大会等への出場が決まり次第速やかに教育委員会に申請しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定による交付金の交付の決定を受けた単位団の代表者は、第7条の申請の内容を変更しようとするときは、スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金変更交付申請書(様式第4号)に事業計画書(様式第2号)、要項等及び出場者名簿を添えて、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限

<p>りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 第8条又は前条第2項の規定による交付金の交付決定を受けた単位団の代表者は、当該大会等終了後30日以内に、スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金実績報告書(様式第6号)に事業報告書(様式第7号)を添付し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(検討)</p> <p>2 教育委員会は、令和5年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 第8条又は前条第2項の規定による交付金の交付決定を受けた単位団の代表者は、当該大会等終了後30日以内に、スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金実績報告書(様式第6号)に事業報告書(様式第7号)を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(検討)</p> <p>2 教育委員会は、令和8年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
--	--

議案第26号

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

市内に存する文化財の継続した保護管理を行うため、所要の改正を行うものです。

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について

生涯学習課文化財保護室

1 制度の趣旨及び目的

市内に存する貴重な文化財の保護管理に要する経費の一部を補助し、文化財の保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するものです。

2 規則等の制定（改正・廃止）の理由

当補助金交付要綱は、令和5年3月31日までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

令和4年9月22日に開催された第3回補助金等審査会において、審査の結果、現行制度の継続が適当と認められました。

そのため、見直し期限を改めるとともに、文言を整理するものです。

3 改正の場合の変更点

条項	現在の内容	改正案
第2条	(補助対象)	(補助対象者)
第2条 第1項	補助金交付の対象となる者は、 <u>市税等の滞納がない者</u> で、文化財の所有者、管理者、保持者、保持団体その他 <u>教育委員会</u> が適当と認める者とする。	補助金の交付の対象となる者（以下「 <u>補助対象者</u> 」という。）は、 <u>市税の滞納がない者</u> で、文化財の所有者、管理者、保持者、保持団体その他 <u>湯沢市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）が適当と認める者とする。
第3条 第1項	補助金の額は、 <u>次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める額とする。</u>	補助金の額は、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。</u>
第3条 第2項	前項の場合において、 <u>国庫補助額又は県費補助額が市を通じて補助事業者に交付される場合は、それら相当額を前項各号により算出された額に加えた額を補助金として交付する。</u>	前項の場合において、 <u>国庫補助額又は県費補助額が市を通じて補助対象者に交付される場合は、それら相当額を前項各号により算出された額に加えた額を補助金として交付する。</u>

附則 第2項	市長は、令和5年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	市長は、令和8年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
-----------	---	---

#### 4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定（改正・廃止）文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示(案)

令和5年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱(平成19年湯沢市教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「補助対象」を「補助対象者」に改め、同条第1項中「補助金交付の対象となる者」を「補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)」に、「市税等」を「市税」に、「教育委員会」を「湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第3条第1項中「次に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に、「において湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める額と」を「で交付」に改め、同条第2項中「補助事業者」を「補助対象者」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。





議案第27号

湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱の廃止について

湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱を廃止する告示を別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市立稲川地域統合小学校準備会は、令和4年4月1日の統合完了に伴い、設置の目的を完遂したことから要綱を廃止するものです。

## 湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱の廃止について

教育総務課

### 1 制度の趣旨及び目的

本要綱は、稲川地域の稲庭小学校、三梨小学校、川連小学校及び駒形小学校の統合にあたり、統合に伴う諸問題を検討し、4校の統合を円滑に推進するための準備会設置について定めたものであります。

### 2 要綱の廃止理由

湯沢市立稲川地域統合小学校準備会は、令和4年4月1日の統合完了に伴い、設置の目的を完遂したことから要綱を廃止するものです。

### 5 実施時期等（今後の予定）

施行日：告示の日

※市の形式による制定（改正・廃止）文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱を廃止する告示

令和5年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市立稲川地域統合小学校準備会要綱（令和2年湯沢市教育委員会告示第2号）  
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年 月 日から施行する。

議案第28号

湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について

湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について別紙のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

議案第21号「湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正」により規定された第11条第5項に基づき、図書館内に所蔵していない資料の貸出しを希望（リクエスト）する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものです。

## 湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領の制定について

生涯学習課

### 1 制度の趣旨及び目的

湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正（案）第11条第5項の規定に基づき、リクエストの取り扱いに関し必要な事項を定める。

### 2 規則等の制定の理由

市の未所蔵資料を、購入や本市以外の公共図書館等から資料を借受けるなど、利用者のリクエスト（貸出希望）に応えるサービスについて必要な事項を定めるものです。

### 3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

※市の形式による制定文は添付のとおり

## 湯沢市立図書館リクエスト資料取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湯沢市立図書館管理運営規則（平成22年湯沢市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、湯沢市立図書館（以下「市立図書館」という。）が行うリクエスト資料の提供について、購入及び図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条第1項第4号の規定により、本市以外の公共図書館（以下「市外の図書館」という。）等と協力し、本市が所蔵する図書館の資料を貸出し又は所蔵しない資料を借受けすること（以下「相互貸借」という。）のうち、資料の借受けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リクエスト 市立図書館が所蔵していない特定の資料について、利用者が所定の手続を経て閲覧を希望する意思を表明することをいう。
- (2) リクエスト資料 リクエストの対象となる資料をいう。

(リクエスト資料の制限)

第3条 次に掲げる資料は、リクエストがあっても受け付けないものとする。

- (1) 全集及び叢書類
- (2) 年鑑、新聞及び雑誌などの継続物
- (3) 高価本（おおむね1万円以上）
- (4) 他に利用が認められない高度な専門書及び学術書
- (5) 市立図書館の方針で収集していないもの（マンガ、学習参考書、各種攻略本等）
- (6) DVD、CD等の視聴覚資料
- (7) 日本国内において未発売のもの
- (8) その他資料として適当でないもの

(リクエスト資料の購入範囲)

第4条 リクエスト資料の購入に当たっては、湯沢市立図書館資料収集方針が示す範囲内とするものとし、市立図書館の蔵書状況を考慮し、収集すべきと判断した資料を購入するものとする。

2 リクエスト資料の購入に当たり利用者1人が希望できる冊数は、年間12冊以内とす

るものとする。

(リクエスト資料を購入しない場合の取扱い)

第5条 リクエスト資料を購入しない場合は、市外の図書館との相互貸借における借受けにより入手に努めるものとする。

(相互貸借による借受け対象とする機関)

第6条 相互貸借により借り受けを行う機関は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法に規定する市外の図書館

(2) 上記以外の図書館で、所蔵する資料の貸出しを認める図書館

(相互貸借による借受け資料)

第7条 相互貸借による借り受けは、当該借受け資料を所蔵する図書館が指定する貸出しの取扱いを遵守するものとする。

(相互貸借による借受け資料の貸出し期間)

第8条 相互貸借により借り受けした資料の貸出し期間は、市立図書館が所蔵する同一種別の資料の貸出し期間と同じ期間とするものとする。ただし、規則第8条第3項の規定は適用しない。

2 当該借受け資料において、市立図書館が所蔵する同一種別の資料の貸出し期間と同期間の貸出しが難しい場合は、貸出し期間の短縮を行うものとする。ただし、当該借受け資料を所蔵する図書館が貸出し期間の延長を適当と認める場合はこの限りでない。

(公民館図書室の資料の取扱い)

第9条 公民館図書室(稲川カルチャーセンター及び皆瀬公民館図書室をいう。)の資料の取扱いは、この要領の例による。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、リクエスト資料に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。



議案第29号

教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について

教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月17日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものです。

## 教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について

教育総務課

### 1 背景・経緯等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（以下「法律」）第 18 条第 8 項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものです。

### 2 内容

法律第 18 条第 8 項の規定により、教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定することとなっております。

なお、本項の規定は、いわゆるたらい回しなどが無いようにし、迅速かつ的確な対応を図ろうとするものであります。

#### <指定する職員>

教育総務課に所属する職員（班長の職にある者）

### 3 実施時期等（今後の予定）

教育委員会で可決後、告示の手続きを行います。